

まったく新しい資料を発見したのならばいざ知らず、古びたエピソードにもとづいて論述をつづけることは、これ以上やめてもらいたいものである。その意味では本書の著者もいささか責められて然るべきであろう。

René Vaillot; *Madame du Châtelet*, éd.
Albin Michel, 1978, 350 p.

Kenneth M. Stampp, *The Peculiar Institution: Slavery in the Ante-Bellum South*

斎藤 忠利

南北戦争以前からアメリカの南部人たちは、アメリカ南部の奴隷制 (“slavery”) を「わが南部独特の制度」 (“our peculiar institutions”) と呼び慣らわしており、*A Dictionary of American English* は、この呼称の使用例を 1842 年と 1851 年の文献の中から引用しているが、その引用例の記述から判断すると、アメリカの南部人たちは、奴隷制に対する北部側の批判・攻撃が強まる中で、“slavery” に代わる婉曲語法として “our peculiar institutions” という呼称を用い始めたものと思われる。

本書は以下に詳しく紹介するように、北部的な立場から南北戦争以前のアメリカ南部における奴隷制の実態を明らかにしようと試みたものであるが、そのタイトルに ‘peculiar institution’ とうたい、これに強調用法の

‘the’ [ði:] を配して、アメリカ南部の奴隷制は「まさしく独特、他に類を見ない制度」であった、と驚歎している。

従来、アメリカの黒人奴隷制に関しては、これを批判・攻撃する側と擁護・容認する側とから、夥しい量の文書が書かれてきたが、それらの文書は、要するに、黒人奴隷制は是か否か、というモラルの問題を軸とし、これに感情的な要素が加わって、黒人奴隷制をめぐる俗説と神話を生み出し、黒人奴隷制の実態に関する科学的・客観的な調査・研究がおろそかになり勝ちであった。

言うまでもなく、すでに過去のものとなった黒人奴隷制の実態を明らかにするためには、その歴史的な資料として、プランテーションの経営に関する記録、黒人奴隷制に関する法規もしくは法令、奴隷として使役された黒人たち自身の証言、アメリカ南部の奴隷州を旅行した旅行者たちの経験談など、能う限りの材料を調査・研究する必要がある、また、極論すれば、つぶさに奴隷制を奴隷として体験した黒人たち自身の手によってしか、黒人奴隷制の歴史は書かれ得ない、とする立場もあり得るであろう。

ところで一般に、黒人奴隷制に関する最初の「学術的な」著述とされるのは、Ulrich B. Phillips の *American Negro Slavery* (1918) であるが、Phillips は主としてプランテーションの経営に関する資料を駆使して、学問的に最も信頼し得る黒人奴隷制の研究書を書き上げた、と見られている。しかしながら、南部出身の Phillips は、南部人でない限り黒人奴隷制についての十分な理解は持ち得ない、と考えていたらしく、また、アメリカの帝国主義的な拡張の時代に育ったアメリカ人の常として白色人種の人種の優越性を信じ、その *American Negro Slavery* の著述の基本的前提として黒人種の人種の劣等性を措定し、奴隷制は文化的に立ち遅れていた黒人たちにと

って望ましい教育機関であり、奴隷制は、結局、当の黒人たちにとって必ずしも苛酷な制度ではなかった、と結論づけている。

このような、奴隷制に対して容認的な立場は、1930年代、1940年代に入って、きびしく批判されることになるが、*American Negro Slavery* 以後の重要な「黒人問題」の研究業績としては、カーネギー財団の後援によって行なわれた研究・調査の集大成たる Gunnar Myrdal, *An American Dilemma* (1944) があり、「黒人問題」の研究・調査のためにスウェーデンの経済学者が動員されたことは、「黒人問題」に対する中立的な立場を期待してのことであろうと推定される。

さて本書 *The Peculiar Institution* (1956) は、当然予想されるように、*American Negro Slavery* と *An American Dilemma* に多くのことを負っている。しかしながら Kenneth M. Stampp は、本書の執筆にあたって、*American Negro Slavery* が無視した資料——黒人奴隷制に関する法規もしくは法令、黒人たち自身の証言、奴隷州を旅行した旅行者たちの経験談など——を、ふんだんに活用し、また、奴隷制を擁護し、美化しようとした南部人たちの声も冷静に聞いて、学問的な公正さを失うまいとしている。こうして本書は、黒人奴隷制に対して容認的な *American Negro Slavery* を批判する対極的な書物となり、ここに黒人奴隷制に関して併読すべき二冊の学術書が出揃ったことになるのである。

以下に本書の内容を紹介してみると、著者はまず、その第一章「背景」(“The Setting”)において、アフリカ黒人がアメリカ新大陸において制度的に奴隷化された事実経過の中には、何ら必然的な根拠はあり得なかったこと——つまり、アメリカ南部の農業における黒人奴隷の使用は、あくまでも低廉な労働力を確保しようとする意図によるものであったこ

と——従って、アフリカ黒人のほかに低廉な労働力が確保できたとすれば、「黒人」奴隷制は成立していなかったと考えられることを明らかにし、第二章以下で、黒人奴隷の労働条件、黒人奴隷という厄介な財産をかかえることになった奴隷主の物質的、精神的な負担、黒人奴隷の管理体制、「動産」(“chattels personal”)としての黒人奴隷の法的措置、黒人奴隷の「飼育」と売買、黒人奴隷の扶養・維持、その発病率と死亡率、白人文化への黒人奴隷の適応、黒人奴隷制の損益、奴隷制を生きのびた黒人に対する奴隷解放の意味を考察し、「自由が訪れた時——それは『二級市民』の擬似的自由であったにせよ——アメリカ黒人は、正に字義通り、鎖以外の何物をも失わなかった」と、『共産党宣言』の有名な句を連想させる言葉で本書を結んでいる。

総じて本書を貫く著者の基本的な態度は、一般化・概括化を警戒し、「一斑を見て全豹を^{ばく}する」ことを避けようとするところがあり、とかく感情的になり易い論点に関しては事実をもって静かに語らせ、反論にはその反論を逆手にとってこれを論破するという方法を用いて、説得力のある議論を展開している。そして、そのような方法によって、従来、黒人奴隷制に関する通説であるかのように思われていたものが、実は根拠のない俗説ないしは神話であったことを暴露している。

たとえば、黒人奴隷制に対する批判として、労働条件のきびしさということが言われる。たしかに夏は一日十五時間、冬でも一日十四時間という労働時間は、その農作業の内容もさることながら、苛酷なものであったろう。しかし多くのブランチションで、黒人奴隷たちにとって土曜は半日、日曜日は休日とされていたこと、また、黒人奴隷十人以下の小農園では奴隷主が黒人奴隷と並んで農作業に従事していたことが明らかにされてみると、黒人奴隷制に対する我々の認識は修正されな

ければなるまい。また、黒人奴隷たちの中には小さな菜園を与えられて自活の一助とする道もあったこと、さらに木工、石工、鍛冶職など技術を身につけた者もあって、黒人奴隷を農作業とだけ結びつけて考えることはできないことも明らかにされている。なお、農作業に従事する黒人奴隷を監督する目的で奴隷主（ときには不在地主）に傭われた白人の「監督」（“overseer”）が存在したことは、よく知られているが、その下に置かれた “slave foreman” もしくは “slave driver” に関しては、これまで充分に理解されていたとは言いがたい。奴隷頭（がしち）^{がしち}とでも言うべき作業監督（刑務所における模範囚のように、黒人奴隷の中から選ばれて、他の奴隷たちの作業を督戦する）を、多くの英和辞典がそうしているように、たんに「奴隷監督」としておくのは、なんとも紛らわしい。

次に、もうひとつ、黒人奴隷制との関連で、「黒人」の定義の問題にふれておきたい。ときに今日でも聞かされることであるが、アメリカでは黒人の血が一滴でも体内に流れておれば、その人は「黒人」とされる、という。ところが、本書によれば、アメリカ南部の奴隷州のいずれも、黒人の血が一滴でも混入しておれば、これを法的に黒人と見做す、としたことはなく、むしろ、それぞれの州によって、その混入の度合いを定め、たとえば、ヴァージニア州では、1849年の法令によって、四分の一、もしくはそれ以上の黒人の血を受けついでいる者は “mulatto” と見做し、“negro” という語は、“negro” および “mulatto” を意味するものと解する、と規定されていた。（Cf. p. 195.）

このように黒人奴隷制をめぐる議論は、これを批判・攻撃する側でも、また、これを擁護・容認する側でも、それぞれの主張がその論者のモラルと深く結びついていただけに、客観的な事実を離れて、感情的な色彩を帯び

たものになり易く、とりわけ、奴隷制を悪とする北部的な立場には、いわば錦の御旗をふりかざすようなところがあって、これに対する南部的な主張は、窮鼠猫を囓むというようなヒステリックなものになり勝ちであった。そのような意味において、上述したように *American Negro Slavery* と *The Peculiar Institution* を併せ読むことが要請される。

それにしても Kenneth M. Stampp が、本書の第九章「損益」（“Profit and Loss”）の中で、奴隷主および南部側の人間がなんと言おうと、黒人奴隷制は奴隷主にとって「儲かる制度」であったことを、奴隷の売り値の恒常的な（不況期は別として）騰貴を数字で示すことによって明らかにしている点は、おそらく反論の余地がなく、本書が *American Negro Slavery* の基本的な立場、また、その論点のいくつかを修正した功績は決して小さいものではないであろう。

最後に、*The Peculiar Institution* 以後の、黒人奴隷制に関する議論を一瞥しておきたい。実は、ようやくわが国でも注目されるようになったばかりであるが、1960年代に入ってから南北両アメリカにおける奴隷制の相違をめぐる比較論争が行なわれており、その論争の端緒をなすのが、Stanley M. Elkins の問題の書 *Slavery: A Problem in American Institutional and Intellectual Life* (1959) である。Elkins は、Frank Tannenbaum の *Slave and Citizen* (1948) の命題を引き継ぐ形で、南北両アメリカの奴隷制の相違を説明しようとしているが、北アメリカ南部の奴隷制が、「独特の制度」であったことは、南アメリカの奴隷制との比較研究なくしては明らかになし得ないと考えており、それが期せずして Kenneth M. Stampp の *The Peculiar Institution* を批判する結果となっている。Elkins は、その黒人奴隷制論に社会学、心理学、人類学などの成果を援用し、Ken-

neth M. Stampp が「黒人奴隷はごく普通の人間であり、生来、黒人は、結局、皮膚が黒いだけの白人でしかなく、それ以上の者でも、それ以下の者でもない」(Cf. "Preface" p. vii) とした前提を問題視し、これは、Stampp が極力、避けようとした一般化・概括化の弊害に自ら陥ったものである、と批判している。(Cf. Stanley M. Elkins, *Slavery* p. 23.) もし黒人奴隷制が長期にわたる強制収容所生活にも比すべきものであったとするならば、たとえば、それがアメリカ黒人たちに、奴隷主であった白人たちの場合とは異なる心理的・精神的な歪みを後遺症として残していなかったとは言えないであろう。黒人奴隷制史における *The Peculiar Institution* の位置を最終的に見定めるためにも、今後展開されていくと予想される、上述した比較論争の行く方を見守って行きたい。

Kenneth M. Stampp: *The Peculiar Institution: Slavery in the Ante-Bellum South*, 1956, Vintage Books, xi+435 +xiii pp.

Jean-Luc Marion: *Sur l'ontologie grise de Descartes*

福 居 純

M. メルロ＝ポンティは或るテキストの読解の問題に触れて、「哲学者は自らの投げる影をもつが、これは単に事実上未来の光が欠如しているということではない」と語っている(『哲学者とその影』)。知覚される世界

が事物相互の間にある光や影や高低や地平とといったもの——事物ではないが、それでも無であるともいえぬもの——によってのみ存立しているように、ひとりの哲学者の思惟も語られた事柄相互の間にある節目の如きものを含めて成りたっている。その思惟のうちには、その中で《思惟されなかったもの》(l'impensé)——当の思惟を横切って、しかも独り当の思惟のみを介して、未だいちども思惟されないでいるものとしてわれわれに到来するもの——が存する。そして、この《思惟されなかったもの》は完全にその哲学者のものであるのだが、それでも他の人びとに近づきえぬものではないのである。客観的哲学史を構成する、歴史的批判的なテキストの読解は、語られた事柄のみに光を当てることによって、《思惟されなかったもの》へ通ずる道を閉ざしてしまう。しかしまた、哲学者との対話を装った、文献学的注釈的な読解は、《思惟されなかったもの》を読解者の常識に置きかえるという恣意に陥るのが常である。そうだとすれば、《思惟されなかったもの》とは、そのような客観的読解にも恣意的読解にも無縁のものであって、思惟の対象をなすものではないことになる。《思惟されなかったもの》に関してまずわれわれに要求されることは、それをいわば思惟し直すことによって哲学者のうちに見つけ直し或は保持する、ということであろう。

ところで、『精神指導のための規則』(Regulae ad directionem ingenii) 或は単に『規則論』と名づけられている、デカルトの方法論的著作は、付随する特異な事情から、歴史的批判による客観的読解と文献学的注釈による恣意的読解とのジレンマを絶えず強いられてきた。1628年頃に草されたと推定されるこの未完の論文は、遺稿のうちに見つけられたのであったが、その保管を引継ぐ人びとの